

所得の種類及び計算方法

所得の種類	内 容	計 算 方 法
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配 基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配に係る所得	配当所得の金額＝収入金額－負債の利子
不動産所得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付から生ずる所得	不動産所得の金額＝総収入金額－必要経費
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	事業所得の金額＝総収入金額－必要経費
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する所得	給与所得の金額＝収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得	退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2
	勤続年数が5年以内の法人役員等が受取る退職手当等（特定役員退職手当等）	退職所得の金額＝収入金額－退職所得控除額
山林所得	山林の伐採又は譲渡による所得	山林所得の金額＝総収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	資産の譲渡による所得 株式等、土地建物等（短期・長期）の譲渡による所得は分離課税となります。	譲渡所得の金額＝総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（最高50万円） ※長期譲渡所得（所有期間5年超）は、その2分の1が他の所得に合算されます。
一時所得	利子～譲渡までの各所得以外の所得で営利を目的とした継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの	一時所得の金額＝総収入金額－支出した金額－特別控除額（最高50万円） ※2分の1が他の所得に合算されます。
雑所得	利子～一時までの各所得のいずれにも該当しない所得	①公的年金等 収入金額－公的年金等控除額 ②公的年金等以外 総収入金額－必要経費 雑所得の金額＝①＋②

* 給与所得控除額

● 令和2年分以降

収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%－10万円（最低控除額55万円）
180万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円（上限）

※ 給与収入－給与所得控除額＝給与所得となります。

* 公的年金等控除額

● 令和2年分以降

公的年金等収入金額		公的年金等雑所得金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	330万円未満	収入金額 －1,100,000円	収入金額 －1,000,000円	収入金額 －900,000円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×75% －275,000円	収入金額×75% －175,000円	収入金額×75% －75,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85% －685,000円	収入金額×85% －585,000円	収入金額×85% －485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95% －1,455,000円	収入金額×95% －1,355,000円	収入金額×95% －1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額 －1,955,000円	収入金額 －1,855,000円	収入金額 －1,755,000円
65歳未満	130万円未満	収入金額 －600,000円	収入金額 －500,000円	収入金額 －400,000円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×75% －275,000円	収入金額×75% －175,000円	収入金額×75% －75,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85% －685,000円	収入金額×85% －585,000円	収入金額×85% －485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95% －1,455,000円	収入金額×95% －1,355,000円	収入金額×95% －1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額 －1,955,000円	収入金額 －1,855,000円	収入金額 －1,755,000円

※ 計算結果がそのまま公的年金等雑所得となります。

- ・ 65歳未満かどうかの判定は、前年の12月31日の年齢によります。
- ・ いずれの場合も最低金額は0円となります。